

厚生年金基金に係る代行部分の「二重給付による過払い」又は「不支給」事案の取扱い（案）

1 事案の概要

- 年金記録問題に対する取組の一環として、現在、厚生年金基金の加入員記録（以下「基金記録」という）と国の被保険者記録（以下「国記録」という）の突合せ作業を行っているが、その突き合わせの結果、基金記録と国記録の内容が不一致となったものの中に、基金記録と国記録との間で「基金加入の有無に関する記録」が異なることにより、以下のような事案があり、この対応について検討してきた。

- ① 厚生年金基金に係る代行部分が基金と国から二重に給付され、国給付分が過払いとなっている事案(二重給付による過払い)
 ② 厚生年金基金に係る代行部分が基金、国いずれからも給付されない事案(不支給)

2 基金加入の有無に関する記録が異なる主な「原因」と考えられるもの

- 国記録の誤り … 旧社会保険事務所において基金加入・脱退時の紙台帳への被保険者種別の記載誤り、または、紙台帳記録をコンピュータに転記する際の誤入力。（主に昭和 63 年のオンラインシステム実施（厚生年金適用）の前に発生したものと考えられる）
 ○ 基金記録の誤り … 事業主が基金に対して資格取得届等の必要な届出をしていない。

※ 国記録に関しては、オンラインシステムにより、基金加入の有無に関する記録の誤りが生じないよう対応済。

3 対応方針（案）

① 国記録が誤りの場合

	二重給付による国給付分の過払い	不支給
受給者	・ 日本年金機構が記録を訂正し、ご本人に通知。 ・ 事実関係が明らかな事務処理誤りであり、 <u>国が給付する過払い分の減額の裁定を行い、過払い分の返納（最大5年分）手続き。</u>	・ 日本年金機構が記録を訂正し、ご本人に通知。 ・ 増額の裁定を行う。（時効特例給付の対象）
被保険者	・ 日本年金機構が記録を訂正し、ご本人に通知。	・ 日本年金機構が記録を訂正し、ご本人に通知。

② 基金記録が誤りの場合

基金に対し、基金給付の増額、減額など必要な対応を行うよう指導する。